

# 美々之多礼也味(耳の垂れ病)の薬方(上)

夏井 高人

## 1 美々之多礼也味(耳の垂れ病)

『大同類聚方』卷之六十五の「美之多礼也味」には、石斛（イハクスリ）を用いるものと推定可能な薬方が含まれている。

「美之多礼也味（みみのたれやまい）」とは、耳の内部が腫れ、膿が外に垂れ出る病のことを指すとされている<sup>1</sup>。

『倭名類聚抄』にも同様の疾病の記述があり、その「聾耳」の項には、「病源論云、聾耳、上音亭、和名美々太利、風熱耳生二膿汁一也」ある<sup>2</sup>。また、『医心方』にも同様の記載がある。いずれも『大同類聚方』の「美之多礼也味」と同じ疾病を指すものと思われる。

これらの症状は、現代の病名で言えば中耳炎のような疾病によるものを含み、初めに熱が出て、腫れあがり、膿が出る症状を呈するものなので、感染症の症状に該当する場合は多いのではないかと考えられる。

『大同類聚方』の「美之多礼也味」には「禰日薬」、「浮田薬」及び「庭見薬」の3つの処方があり、その中には石斛と推定可能な植物が含まれている。

これらの薬方の読みはいずれも不明だが、「禰日薬」は「ネヒクスリ」と読み<sup>3</sup>、「浮田薬」は「フタクスリ」と読み、「庭見薬」は「ニハミクスリ」と読むものではないかと思う。

## 2 禰日葉

### 2. 1 禰日葉の上奏者

禰日葉の上奏者について、『大同類聚方』には「武内宿禰乃祖王仁公乃方爾而其孫平群木[菟宿禰]乃家相伝今波星川勝男乃所秘薬」とある。これを意識すると、「武内宿禰の祖である王仁公の処方であり、その孫の平群木菟宿禰の家に伝えられてきたもので、現在は星川勝男の所の秘薬である」となる<sup>4</sup>。

「王仁」は「和邇」とも書き、『古事記』には「和邇吉師」とある人物で、百済<sup>5</sup>から渡来し、日本国に『論語』と『千字文』を伝えたのだという。

武内宿禰<sup>6</sup>は、『日本書紀』によれば、孝元天皇皇子・彦太忍信命の子の屋主忍男武雄心命の子とされている<sup>7</sup>。孝元天皇が王仁（和邇）ではないとすれば孝元天皇の妻、彦太忍信命の妻または忍男武雄心命の妻すなわち母系の祖が王仁（和邇）だったということにならざるを得ない。なお、武内宿禰は、阿智王の子ともされている<sup>8</sup>。

平群木菟宿禰は、武内宿禰の子で平群氏<sup>9</sup>の祖とされている<sup>10</sup>。平群木菟宿禰は、応神天皇の時代の重臣の一人とされ、数々の事跡が『日本書紀』に記録されている。その真偽は別として、かなり興味深い人物で、もし『日本書紀』に書かれているとおりであったとすれば、重臣というよりも応神天皇の皇子だったと推定したほうが妥当だと考える。ところで、「木菟」の読みは不明だが、想像としては「きい」と読み、「紀」と関連するものではないかとも考

えられる<sup>11</sup>。「菟」の字が含まれているので、秦族との関連が強く疑われる<sup>12</sup>。現在の九州・福岡市付近（旧筑紫國早良郡）にも「平群」という地名があったことから、平群氏が九州から東征して畿内に入ったと考えることもできるけれども、平群氏が筑紫征伐の際に屯田して拝領した地または飛鳥時代に大野城（福岡県大野城市～糟屋郡宇美町）が築城された際に駐屯した地として「平群」との地名が残ったと考えることができるのであれば、平群氏東遷説とは逆の解釈も可能と思われる<sup>13</sup>。

星川勝男については、不詳。一般に、星川氏は、波多氏の一族で、大和國山辺郡星川郷に中心勢力があったとされる<sup>14</sup>。「星川」との名のある歴史上の人物としては、壬申の乱（672年）と関係の深い「星川麻呂」や雄略天皇の子とされる「星川稚宮皇子」等がある。ただし、その実在性等については慎重に検討すべき余地がある<sup>15</sup>。いずれにしても、その名に「星」とあることから、星川氏の一族が占星術や天文学とも関連する超高度技能集団だったという可能性は否定されない<sup>16</sup>。そのような技能は、農耕や都市建設等だけではなく、遠距離の海洋航海においても必須の技術で、古来、軍事や宗教と密接な関連を有してきた。星川氏は、秦族に属する古代豪族中でも有力氏族の一つだったと考えられる。

## 2. 2 禰日薬の適応症

適応症について、『大同類聚方』には「男子十二三歳乃頃耳中痛天数月乃後

耳底与利黒色乃螺状乎浮出痛甚久手不可近久鳴利不止者爾与」とある。意識すると、「12～13歳頃の男子の耳の中が痛くなり、数か月後になって耳の奥から黒い螺旋状の浮腫が出て甚だしく痛んで近づくこともできなくなり、耳鳴りがやまない者に与える」ということになる。これは、耳病としても聴力を失いかねないような、かなり重篤な症状を示すものではないかと思う。

### 2. 3 禰日薬の処方

処方について、『大同類聚方』には「以名無之焼 奈川無之 以波久須[利]焼 加美須支波焼 四味乎磨利研之細爾而米乃醋爾天用」とある。意識すると、「稻蟲（焼く）、夏蟲、イハクジ[リ]（焼く）、カミスキハ（焼く）の4種を研磨して細かくし、米醋に溶かして服用させる」ということになる。

稻蟲（イナムシ）は、イナゴのことだとされている。

夏蟲（ナツムシ）は、セミの幼虫またはその抜け殻を指すと解されている<sup>17</sup>。

カミスキハは「髪漉きの葉」すなわち椿<sup>18</sup>の葉だと考えられている<sup>19</sup>。

「イハクジ[リ]」については、検討を要する。『大同類聚方』の畠山本では「イワグスリ」とされている。「自」を「ス」と読めないこともないので、「イハクスリ」だった可能性は否定されない。そして、「イハクスリ」が「岩薬」と仮定した場合、石斛または石韋のいずれかになるだろうと思われる。もし石斛であれば、この薬方は、石斛の薬方の一種ということになる。

他方、「イハクスリ」ではなく「イハクジ」と読むべきものだとすれば、「岩葛」と解釈することが可能で、岩を這う蔓植物という意味で「絡石（落石）」が該当し得る<sup>20</sup>。「絡石（落石）」については、既にかいたとおりで<sup>21</sup>、キョウチクトウ科のテイカカズラの類を指し、有毒植物なので、相当重篤の症状にある患者に対して用いる薬草ではないかと考えられる<sup>22</sup>。

### 3 浮田薬

#### 3. 1 浮田薬の上奏者

浮田薬の上奏者について、『大同類聚方』には「武内宿禰乃方而巨勢田城臣乃家相伝乃薬[方]也」とある<sup>23</sup>。意識すると、「武内宿禰」の薬方であり、巨勢田城臣の家<sup>24</sup>に伝承する薬方である」という意味になる。

武内宿禰については前述のとおりなのだが、一般に、巨勢氏も武内宿禰から分かれた氏族だと考えられている。

巨勢氏は、大和国高市郡巨勢郷<sup>25</sup>を中心として勢力をもっていた古代豪族で、「許勢」とも書くから、おそらく「許」の姓を名乗る渡来民を祖とする氏族だったと思われる<sup>26</sup>。「許」の音は「紀」にも通ずるので、元は同族だったと推定することが可能だ。歴史上の人物としては、巨勢槭田臣荒人がある。巨勢稻持の子で巨勢斐太臣<sup>27</sup>の祖とされている。『新撰姓氏録』によれば、巨勢の荒人は、皇極天皇の代に、大和國葛城長田に槭田をつくり、灌漑困難な台

地を耕作可能とし、その功績により「槭田」の姓を賜ったのだという<sup>28</sup>。このほか、歴史上では、継体天皇の代の大臣・巨勢男人<sup>29</sup>、大化の改新（645）前後の時期の左大臣・巨勢徳多、壬申の乱（672）の時期の巨勢人（比等）<sup>30</sup>、天平期の巨勢奈豆麻呂（670～753）等の名がある<sup>31</sup>。

要するに、巨勢氏もまた、秦族系の有力豪族の1つだったということになるのだろう<sup>32</sup>。

### 3. 2 浮田薬の適応症

浮田薬の上奏者として、『大同類聚方』には「美々之多利病乃初波痛腫起利後濃汁多從中流出古斗数日不愈爾与之」とある。意識すると、「耳の垂れ病の初めには痛みで腫れが起こり、後に膿汁が多く中から流れ出る状態になったまま数日経っても治癒しない者に与えるべし」となる。禰日薬の適応症とほぼ同じと考えられる。

### 3. 3 浮田薬の処方

処方について、『大同類聚方』には「久路世[乃]味 度宇須民 伊波久自[利] 宇流支 四味乎水爾煎天与布」とある。意識すると、「ウロセノミ、トウスミ、イハクスリ、ウルキ以上の4種を水で煎じて与えるべし」ということになる。

「久路世[乃]味（クロセの実）」は不明だが、ナツミカンやキンカン等を意味する「廬橘」だと考えられている<sup>33</sup>。

「度字須民」は、『大同類聚方』の用薬部に「止布須美」<sup>34</sup>とある薬草と同じと考えられる。「止布須美」について、『大同類聚方』には、「味辛久苦之有香[毒]九月実熟乎採乾之用口摂津国爾出寸」とある。意識すると、「味は辛くて苦い。香りがある。毒がある。9月に実が熟し、採取して乾燥したものをを用いる。摂津国に出る」ということになる。どの植物を指すものかは不明で、一般的にはズミやニワトコなどがあげられているが<sup>35</sup>、これは、「唐ズミ」と解するからではないかと思う。しかし、いずれも甘味のある果実を食用とすることのできる植物で有毒植物ではないので、明らかに間違っている。古語では灯心のことを「とふすみ」と言うらしいので、そこから考えてみると、トウダイグサ (*Euphorbia helioscopia* L.) の仲間が該当する。トウダイグサは、全草が有毒な植物として知られている。果実（さく果）は3ミリ前後と小さいが、形状としては超小型のリンゴ型（ズミ型）とみることができないわけではない。葉腋から蕎麦のゆで汁（蕎麦湯）のような独特の香りを放つ。トウダイグサの実を食したことはないが、毒草なので、おそらく辛く苦いのではないかと思う。トウダイグサが該当する可能性は否定されない。音だけとると「トウズ（刀豆）」となり得るが、該当しない<sup>36</sup>。以上から、一応、毒草であるトウダイグサ (*Euphorbia helioscopia* L.) としておくことにする。トウダイグサは、漢名を「大戟」といい、全草を薬用とする。『神農本草経』には、「味苦 寒」、「主治蠱毒 十二水 腹滿急痛 積聚 中風 皮膚疼痛 吐逆」とあるから、感染症による耳病のような皮膚疼痛にも用いられると考えられ

たのではなかろうか。

「伊波久自[利]」は、禰日薬の処方の場合と同様、「イハクスリ（岩薬）」と読むとすれば、石斛が該当し得る。

「宇流支」は、夏枯草を意味する<sup>37</sup>。現代の植物名ではウツボグサ (*Prunella vulgaris* L.)<sup>38</sup>が該当する。『神農本草經』には、「味苦 辛 寒」。「主治寒熱、療癰 鼠瘻 頭瘡 破癥 散癭結氣」、「脚腫濕痺」とある。

同じ武内宿禰の処方に由来する薬方とされながら、禰日薬の処方では昆虫と植物を用いる処方となっているのに対し、浮田薬では植物のみを用いる処方となっているので、本質的に異なる薬方なのではないか思う。

長い年月を減る間に写本の際の誤写が発生したのかもしれないという可能性を否定することもできないが、それにしても大きな相違点だと言える。

(続く)

---

#### [注記]

<sup>1</sup> 槇佐知子『全訳詳解大同類聚方[下]処方部』（平凡社、1985）414頁

<sup>2</sup> 高橋忠彦・高橋久子「類集文字抄箋証」東京学芸大学紀要人文社会科学系 I 65 集 94 頁は、「耳埵」は『倭名類聚抄』に「耳埵 弁色立成云、耳埵 和名美々太比、埵、丁果反」とあるように、身体の部位である「耳たぶ」を意味するものだったけれども、室町時代においても疾病名としての「耳だれ」が存在したため、『類集文字抄箋証』では混同がみられるということを指摘している。なお、同論文では、『倭名類聚抄』にある「美々太利」を「みみだり」と読むものとしている。私見では「利」は「り」でも「れ」でもあったと推定され、「みみたれ」と読み得ると解する。現代用



語としても「耳だれ」は存在しており、耳から膿が垂れて出る症状を指している。なお、写本の正確性の点を一応措くとしても、一般に、倭人と渡来人（華人）とでは発音それ自体に微妙な相違があったことは否定しようがないし、方言的な発音も当然あったと推定される。そのことから、一音・一義だけに拘り硬直的に解釈するのは基本的に誤りで、もっと幅のある解釈のほうが妥当だと考える。成立可能な全ての仮説を探索し、これを検証してみるべきだろう。

<sup>3</sup> 禰日の「禰」は、宿禰の「禰」と同義と思われる。「禰」それ自体は、「禰宜」の「禰」とも同義で、本来は「支配者」を意味したものと思われる。「禰宜」は、御簾の影にあつて民の前に姿を顕さない支配者の現実世界における代行者（代理者・宜者）としての地位を示す名称だったのではなかろうか。古代においては官司と國造とは同一人であり、國の宮である（神社、上社）を司る主宰者であるからこそ「官司」であり、かつ、「御上（御神）」だったのだろうと考えられる。「禰」は、歴史的には、おそらく、①古代の中国からの渡来氏族の子孫、または、②かつて朝鮮半島を支配していたが鮮卑族の魏・晋による征服や唐による征服の結果として古代の朝鮮半島における政治的支配関係に重大な変化が生じた際、倭国に移動した後漢上級官吏の後裔や倭族の王族等の氏族を示すものだったのではないかと想像される。このように仮定した場合、「宿禰」は、日本国内に領地を保有して定着した氏族の子孫が有力豪族となって朝廷に仕えた場合に与えられた官名・職名または姓（または、天皇による統帥権が確立される以前の時代には、事実上の支配的な地位を占めていた最有力豪族を指す敬称のようなものから転じた名称）を示すものだったのではないかと推定することが可能となる。古代の天皇の名（諡）の中で「根」を用いている場合、「根」と「禰」は同じだった可能性がある。仮にそのように解釈可能だとすれば、「禰日」とは、「禰の宗家に代々伝わっており日本国において用いる」というくらいの意味だったのではないかと思う。つまり、「禰日」は固有名詞ではなく形容詞の一種だった可能性がある。なお、禰宜については、夏井高人「比布利也未比（日震病）の薬方（上）」らん・ゆり 439 号 6～53 頁、同「美多加羅薬」同誌 438 号 5～39 頁、同「阿可利薬」同誌 437 号 4～20 頁でも検討した。

<sup>4</sup> 『大同類聚方』の畠山本では「武内宿禰子木兔宿禰方元少彦名神方」とある。意訳すると「武内宿禰の子である木兔宿禰の処方で、元は少彦名神の処方である」という意味になる。武内宿禰が秦族の宗家だったと仮定する場合、少彦名神は、秦族の文化的側面を示すものだったと考えることもできる。

<sup>5</sup> この場合の「百濟」の意義については、国名を指すのではなく、「仏教徒の国」を意味するものと解する。一般に、日本国に伝存する史書等の中には唐王朝が滅亡した後の時代においても中国のことを「唐」と呼ぶ例があるのと同じで、実際の国名を反映していない例が極めて多数ある。推測だが、何らかの政治的な理由や政治的な配慮により実名を掲げなかったものと推定される。

<sup>6</sup> 「建内足尼」ともされる。「足尼」は「すくね」または「すくに」と読めるが、「建（田家・多家・太家・王家）」の中にあつて「陀羅尼（dhāraṇī）」を述べる者というあだ名の一種をかけているのではなかろうか。この「足尼」を用いず、「武内宿禰」とする場合の「宿禰」はその出自を示す尊称だったと推定される。なお、一般

---

に、『古事記』にある人名中に「足」を含む場合、帯方郡からの（または帯方郡經由の）渡来者である仏教徒であることを示すものと疑うべき余地がある。

<sup>7</sup> 武内宿禰の弟とされる甘美内宿禰については、諸説ある。甘美内宿禰は「天之宿禰」、「神之宿禰」、「甘櫛宿禰」または「甘味之宿禰＝橘宿禰」だった可能性はあり得る。

<sup>8</sup> 「阿智（あち）」の音は「王仁（わちん）」の音と非常によく似ている。なお、これらの点については、夏井高人「艸一財産権としての植物（1）」法律論叢87巻2・3号（2014年12月刊行予定）の脚注66でも触れた。

<sup>9</sup> 「平群（へぐり）」の語源は不詳だが、天文学と関係するとの見解がある。「兵を繰る者」という意味で「物部」と異語同義かもしれない。仮に「平群」という字義のとおりだとすれば、「大勢で田を耕す者」という意味にもとれる。古代においては、同一人物または同一氏族（襲名の場合を含む。）が、異なる側面や属性を示すものとして異なる名称（あだ名を含む。）で呼ばれていたと推定すべき場合が少なくない。現代でも「源氏名」、「芸名」、「変名」等があるように、同一人物または同一氏族が意図的に別名を使用する例もあったと推定される。

<sup>10</sup> 平群氏の氏神は、平群坐紀氏神社（奈良県生駒郡平群町上庄字辻の宮）とされ、主祭神として都久宿禰と天兒屋根命を祀っている。古記録には「紀武内宿禰命」とあるから、「武内宿禰」が全体として尊称または襲名の一つであり、個人名ではないということを示唆している。『古事記』等において「武内宿禰」とある場合、別のもっと有名な人物（古代の天皇とされる人物を含む。）の名こそが実名だった可能性は否定されない。なお、同社の祭神の天兒屋根命は、後代（中世）に勧請されたものらしいが、全く無縁の神を祀ることは地元の氏子が許すはずがないので、武内宿禰と何らかの因縁を有する神ということになるのではないかと思う。

<sup>11</sup> 紀國と縁の深い五十猛神については、前掲の各別稿でも比較的詳しく検討した。なお、平群木菟宿禰は、「都久足尼」とも呼ばれる。月読神（月光菩薩）であり、陀羅尼（dhāraṇī）を述べる者というあだ名の一つをかけているとも考えられる。「都久足尼」は「都久宿禰」と同じと考えられる。空想に過ぎないかもしれないが、平群木菟宿禰とは、実は秦氏の祖とされる弓月君その人であったかもしれない。『日本書紀』によれば、応神天皇の命により朝鮮半島に出征し、百濟から日本国への移動を支援したということになっているが、これは、平群木菟宿禰の素性を隠すための史実とは異なる記述かもしれず、本当は、この時に朝鮮半島から日本国に渡来し、日本国では「木菟」を名乗ったのかもしれないと考える。弓月君の「弓月（グゲツ）」と平群木菟宿禰の「木菟（キツ）」とは音が比較的よく似ている。

<sup>12</sup> 前掲「艸一財産権としての植物（1）」脚注24、脚注67

<sup>13</sup> 九州には古くから大きな豪族または地域社会が存在していたという歴史的事実を否定する趣旨ではない。

<sup>14</sup> 『倭名類聚抄』によれば、伯耆国会見郡にも巨勢郷と星川郷があったとされる。国会見郡には、美濃、蚊屋、千太、日下、細見、巨勢、会見、安曇、天万、星川、鴨部、半生の12郡に分かれていた。ここが継体天皇以降の中樞勢力のルーツかもしれないが、非常に興味深い。なお、国会見郡は、現在の鳥取県西伯郡南部町（旧国会見町）付

近に所在した。これ以外に、三重県桑名市、神奈川県横浜市保土ヶ谷区内にも星川という古い地名がある。また、『埼玉苗字辞典』によれば、「星」は「荒脛族安部氏の崇拝した日輪・月輪・星神あり、此の星神を崇拝した一族は星氏を称す。星と書いてホシノと読み、星野とも書く」、「安部族居住地の上野国・下野国・越後国及び奥州に星氏・星川氏・星野氏が多く存し、武蔵国では荒脛社（後に氷川社に改称）が鎮座する足立・新座・入間等に多く存す」、「星川」は「埼玉郡成田村より上大崎村を経て篠津村で元荒川に合流する星川あり。成田村（熊谷市）は阿部族の居住地なり」、更に「干川」について「星川の佳字なり。浦和、川口、桶川、杉戸、川越等に存す。群馬県吾妻郡嬬恋村百四十戸あり」とされている。

<sup>15</sup> 例えば、星川稚宮皇子（星川皇子）の反乱（雄略）に関する伝承は蘇我蝦夷死亡時（645年）の伝承とその筋書においてかなり酷似しており、何やら歴史上の真実が隠蔽されているのではないかと考えられる。なお、米原市には天の川という河川があり、その河口付近の朝妻には朝妻神社（滋賀県米原市朝妻筑摩）があつて、素戔鳴尊を祭神として祀っている。この朝妻神社の境内には天の川伝説と関連しそうな彦星塚という宝篋印塔があり、星川稚宮皇子（星川皇子）の墓とされている。

<sup>16</sup> 星川神社（三重県桑名市星川）は、天照皇大神を主祭神として祭り、宇迦之御魂神と火産靈神を配祀している。祭神から推測すると、秦族系の神社であり、鉱業や冶金と関連する工人の氏神だった可能性が高い。吉備真備の奉納と伝わる獅子頭があり、獅子舞発祥の社ともされていることから、華夏の文化的影響が極めて強い神社だと考えることができる。伊豫豆比古命神社（愛媛県松山市居相）は、椿神社とも呼ばれ、久米國造とされる伊豫豆比古命（伊与主命）と伊豫豆比売命（愛比売命）を祀っている。出雲（伊豆母）及び伊豆と関連する神社ではないかと思われる。

<sup>17</sup> 前掲榎佐知子『全訳詳解大同類聚方[下]処方部』415頁

<sup>18</sup> 平群氏の氏神である平群坐紀氏神社は、元は「椿井」というところにあつたとされており、また、この神社それ自体が「椿の宮」と呼ばれたことがあつたらしい。中国から渡来した椿の葉を用いて処方していた可能性はあると考えられる。その椿とは、おそらくヤブツバキ (*Camellia japonica* L.) と推定され、これが日本国内に広まったものと推定される。ヤブツバキそれ自体が、もともと人工的に作出された交配品で、渡来品の改良種だった可能性が疑われる。なお、「ツバキ」と読める名をもつ神社は、全国各地に多数ある。椿大神社（三重県鈴鹿市山本町字御旅）は、猿田彦大本宮とも呼ばれ、猿田彦大神を主祭神として祭り、配殿では瓊瓊杵尊と栲幡千千姫命（思兼命の妹・天火明命と瓊瓊杵尊の母）を祀り、天之鈿女命と木花咲耶姫命を配祀している。いずれも秦族系の神社であることに疑うべき余地はない。

<sup>19</sup> 前掲榎佐知子『全訳詳解大同類聚方[下]処方部』415頁

<sup>20</sup> 前掲榎佐知子『全訳詳解大同類聚方[下]処方部』415頁は、「絡石か？」としている。

<sup>21</sup> 夏井高人「民都山薬」らん・ゆり 445号10～17頁

<sup>22</sup> 一般に、強い毒性を有する有毒植物は、疾病に対する治療のためというよりも、苦しみがいている者を「楽にしてやる」ために用いられた可能性は否定し切れな

い。しかし、毒性があることを承知の上で、イチカバチカの賭けで投与する最後の薬ということも十分にあり得る。

<sup>23</sup> 前掲榎佐知子『全訳詳解大同類聚方[下]処方部』416頁

<sup>24</sup> 「巨勢の田城」は不詳。似た地名としては、佐賀市に田代がある。佐賀市田代の西隣に佐賀市巨勢町がある。その地内には巨勢川という小さな川と巨勢神社（佐賀市巨瀬町牛島）がある。巨勢神社では巨勢大臣を祭神として祀っている。「牛島」という地名から、かつては現在よりも海拔が高く、島だったのだろうと推測される。

<sup>25</sup> 現在の奈良県御所市（ごせし）周辺が相当するものとされている。「ごせ」は巨勢から転じたもので、「ごしょ」が訛ったものではない。御所市には、古代の仏教遺跡・巨勢寺塔跡（奈良県御所市古瀬）がある。また、また、日本国内最大級の群集墳として知られる巨勢山古墳群（御所市大字室・大字城山台・大字西寺田・大字條・大字多田・大字朝町）がある。この古墳群は、全体として約700基の古墳で構成されているという。任那滅亡時に朝鮮半島から日本国に逃れてきた許姓の人々の墓所かもしれない。

<sup>26</sup> 許との漢姓は、現代の中国においてもかなり多数存在し、数の上では上位を占めている。朝鮮半島にも許姓が存在し、古くは、駕洛国の金首露王の王妃・許黄玉は、阿踰陀国の王女だったという。阿踰陀国とは、古代インドのサータヴァーハナ朝（Sātavāhanas）の王族名アーンドラ（Andhras）を意味する。サータヴァーハナ朝は前3世紀～後3世紀ころに存在した国なので、中国では漢～魏・晋の時代に相当する。その終末期は、日本国では邪馬台国の時代に相当するので、サータヴァーハナ朝の遺民や王族等が西域経由または海路で東方に逃れてきた可能性は否定されない。サータヴァーハナ朝では、主にヒンズー教や仏教が信仰されていたらしい。ただし、阿踰陀国が実際にはグプタ朝またはヴァルダナ朝（Vardhana）のインドを指した可能性はある。唐の玄奘三蔵（602～664）がインドで仏教を学んだのはヴァルダナ朝の時期に相当する。他方、駕洛国は、任那の一部である伽耶・加羅の別名なので、古代の倭国の一部だったと考えられる。古代の朝鮮半島の戦乱を逃れて駕洛国王族が一族郎党を引き連れて日本国に移住した可能性は高い。これは、渡来というよりも帰朝とでもいうべき出来事だったと評価すべきだろう（ただし、不在地主と同じで、王は日本国内に所在し続け、その代理として禰宜を置いていたという可能性は否定されない。）。「金首」の音は「巨勢」の音に通ずる。「金」が『三国遺事』を書いた後代の史家によって作出された偽姓だと仮定すると、その本来の姓は金ではなく許だった可能性がある。そして、そのように解釈する場合、王妃・許黄玉が日本国内に居住していた可能性も出てくる。ただし、「黄玉」にそのまま相当する名は、現在のところ、日本国の史書中には見当たらない。音としては皇極天皇の「皇極」と同音になる。しかし、皇極天皇は7世紀の人間で、サータヴァーハナ朝が滅亡した3世紀ころから約400年の隔たりがある。皇極天皇の時代に唐の朝鮮半島進出があり、白村江の戦（663年）があった（任那が滅亡したのは、実際には白村江の戦の後のことだろうと推定される。そうでないとすれば、日本は、白村江まで大軍を送ることが物理的に不可能だったと考える。）。「皇極」と「黄玉」との音の類似性は、現時点では偶然の一致に過ぎないと考えるが、伽耶国滅亡時の王族の名

が『三国遺事』では始祖の名として置き換えられている可能性は残る。同様に、許黄玉またはその子である妙見王女を邪馬台国の卑弥呼とする見解があるが、やはり時期的に疑問が生ずる。伊邪那岐大神と伊邪那美大神を主祭神として祀る多賀神社（福岡県直方市大字直方）には「黄玉樹」なる神木がある。この黄玉樹とは、モクレン科の高木オガタマノキ (*Michelia compressa*) を指す。古代の日本において「木蓮」と書かれている植物は、実はオガタマノキだった可能性がある。オガタマノキは、現行の1円硬貨に図案化されているが、そのことは余り知られていない。漢字では「黄心樹」、「招霊樹」、「招魂樹」、「拝玉樹」等と書くのが普通だ。極めて意味深なことだと思う。オガタマノキを神木とする神社としては、他に、青井阿蘇神社（熊本県人吉市上青井町）、生目神社（宮崎県宮崎市大字生目亀井山）、日吉神社（山口県長門市油谷角山）、高野川神社（伊予市双海町高野川）、大將軍八神社（京都府京都市上京区一条通御前通西入）、布忍神社（大阪府松原市北新町）、枚岡神社（大阪府東大阪市出雲井町）、杭全神社（大阪府平野区平野宮町）、多賀神社（常滑市苅屋洞ノ脇）、白鬚神社（静岡県富士市北松野原方）等がある。

<sup>27</sup> 「斐太」の名のある神社としては、斐太神社（新潟県妙高市宮内字屋敷連）があり、斐太神（大国主命）を主祭神として祀っている。この神社では、矢代大神（積羽八重事代主神）と諏訪大神（建御名方神）が相殿に祀られている。神紋は、「中輪に五三根笹」で、非常に変わっている。ところで、「日高見（ひだかみ）」が「斐太」の語源とするのが一般的だが、巨勢斐太臣に由来する可能性は否定されない。例えば、荘田直道『越後頸城郡誌稿』（豊島書房、1969）によれば、斐太神社では荒人命（巨勢械田臣荒人）を祭神として祀っていたとの説が存在したようだ。許勢小柄として知られる巨勢雄柄宿禰命が祭神であるとする見解もある。許勢小柄は、武内宿禰の子とされており、その名の「小柄」は「こへ」または「きへ」とも読めるので、「木菟（木兎）」と同一すなわち平群木菟宿禰と同一人物なのではないかと考えられる。ところで、越後國は大和國からはひどく離れている。そのことが伝承の信憑性を疑わせる原因ともなっている。しかし、朝鮮半島と日本国との間の交通は、基本的に日本海を往来する海上交通に頼っていたわけで、越後國もまた海上交通及び海防上の要衝だったことは間違いない。それゆえ、伝承が史実に沿っていると仮定した上で考察してみると、古代日本における真の政治的・社会的状況を知る契機ともなり得るのではないかと考える。

<sup>28</sup> 『新撰姓氏録』の右京皇別上の巨勢械田朝臣には、「雄柄宿禰四世孫稻茂臣之後男荒人 天豊財重日足姫天皇諡皇極 御世 遣佃葛城長田 其地野上 漑水難至 荒人能解機術 始造長械 川水灌田 天皇大悦 賜械田臣姓也 日本紀漏」とある。

<sup>29</sup> 市尾墓山古墳（奈良県高市郡高取町大字市尾字墓山）を巨勢男人の墓所とする見解がある。なお、『続日本紀』の天平勝宝三年二月条には、巨勢男人は巨勢臣ではなく雀部臣（ささきへ）であるとの異議が出て、巨勢氏の子孫である巨勢奈弓麻呂に認められたとの記録がある。巨勢氏と雀氏（佐々木氏）は全く同一の氏族だった可能性がある。ところが、「海部氏系図」によれば、佐々木氏は、籠神社（宮津）の海部氏の後裔とされている。「雀」との名は、応神天皇と関係があり、応神天皇の子とされ

る仁徳天皇は「大雀命」との名を持つ。禰日葉の記載によれば、巨勢氏の祖である武内宿禰の祖は王仁とされている。このことから、応神=王仁、仁徳(大雀)=武内宿禰という図式が成立可能かもしれない。あるいは、応神天皇妃の仲倭姫の父である品陀真若王こそが王仁であったのかもしれない。そして、応神天皇と仲倭姫の間には、荒田皇女(木之荒田郎女)という娘もいる。巨勢荒人との関連が疑われる。更に、応神天皇と弟姫命(おとひめ)との間の子に紀之菟野皇女(木之菟野郎女)という娘がおり、平群木菟宿禰との関連が疑われる。平群木菟宿禰は武内宿禰の子とされている。それゆえ、応神天皇と仁徳天皇は、実際には王仁一族(=武内宿禰を襲名)だったか、または、これらの天皇との関係において王仁一族が外戚として実質的に権力を握っていたか、いずれかの関係が成立し得ると思われる。仮にそうだとすると、継体天皇の登場(王朝交代説では、従前の皇統の断絶と新たな皇統の開始)という出来事は、実は、天皇の外戚としての秦族の宗家(長幡部)である王仁一族による王権篡奪事件としてとらえるべきものかもしれない。なお、「応神天皇と仁徳天皇とは、同一人物だった」との見解もある。

<sup>30</sup> 藤原不比等と名が類似している点には注目したい。

<sup>31</sup> 「許」の名をもつ神社としては、許波多神社(京都府宇治市五ヶ庄古川)がある。瓊々杵尊、天忍穂耳尊、神日本磐余彦尊を祭神として祀っている。馬頭観音があり、馬の神ともされているので、古代の軍事との関連の深い神社だと推定される。「五ヶ庄」の元の地名は「木幡庄」だったと推定されるので、本当は「許幡庄」だったのだろうと考えられ、また、「古川」は「許川」だった可能性がある。この神社も秦族の神社だということに疑うべき余地がない。許豆神社(島根県出雲市小津町)は、須佐之男命を祀っている。「小津」の本来の地名は「許津」だったと推定され、要するに、許姓をもつ秦族系古代豪族の海軍基地のような役割をしていた場所なのではないかと思われる。全国に4万4000社ある八幡神社の総本社である宇佐神宮(大分県宇佐市南宇佐)は、秦族の宗家氏神とでもいうべき存在だと考える。境内社の宇佐祖神社では菟沙津彦と菟沙津姫を祀っており、「宇佐」は「菟」だったことを窺わせる。平群木菟宿禰と直接の関連性を有することは言うまでもない。そして、宇佐神宮の元宮は、御許山上の奥宮である大許神社(大元神社)とされている。つまり、宇佐神宮以下日本全国にある八幡神社は、八幡大神(誉田別尊・応神天皇)を通じて、許姓・秦族の宗氏神的な存在になっていると考えることができる。

<sup>32</sup> 結局、大化改新(646年)よりも前の時代、日本国の主たる支配者だったのは、仏教徒(ヒンズー教徒)である許姓・秦族系の豪族だったと認めるしかないのではないかと思う。この秦族の祖先は、アレクサンドロスの子孫と混血により融合した種族その他の種族(サハ族・釈迦族など)だったかもしれず、遙か西方の地域(月氏、クシャン朝など)から遙々西域を経て中国大陸まで移動し、古代中国民族の一部を構成する者となり、その後、鮮卑族等の北方民族等と混血しながら、長い歴史の中で繰り返し多数回にわたって日本列島に渡来したものだとして推定される。それゆえ、日本国に渡来した秦族は、一方では、政治的・軍事的側面を有する者(長幡部・物部・海部など)となっていたが、それと同時に、他方では、鋳業・冶金・農

耕・植林・工芸・建築・祭祀・薬方等を担う文化的・産業的側面をも有する者（幡部・綾部・忌部（齋部）など）という二面性を持ち、そのことが大国主神と少彦名神という神の対概念にも反映されているのだと考える（武士・武人だけを擁し農耕集団や工人集団を伴わない氏族の存在を考えることはできない。技能集団だけを擁し武力を全く保有しない氏族の存在を考えることもできない。どのような社会集団にも文武の二面性がある。その一面しか有しない社会集団は必ず滅ぶ。）。従来、朝鮮半島から渡来した工人（職人）とされてきた人々の中には、そもそも中国大陸から移住してきて古代の朝鮮半島の地方豪族に仕えていた人々の子孫が数多く含まれ、その中から古代の朝鮮半島における戦乱を避けて日本列島に移住してきた人々等が多数含まれていたと考える。他方、大化改新後の時代における政治状況の変化については、諸説あり得る。しかし、遅くとも壬申の乱（672年）～大宝律令成立の時点（701年）のあたりの時代に、現代まで続く日本国の支配体制の根幹が構築されたことは疑うべき余地がない。それ以前の時代とりわけ中国の魏・晋の時代よりも前の時代については、更に別の検討が必要だ。推測としては、後漢時代の中国（江南～東北部）や黒竜江周辺からの渡来民に由来する豪族が、いわゆる縄文時代における北方（現在の樺太、千島列島、北海道）及び南方（現在の台湾、南西諸島）からの先住渡来民（縄文人と呼ばれてきた人々）との間で殺生や混血を繰り返しながら、比較的狭い領土の支配者として日本国の各地に割拠していた可能性が高い。更にそれ以前の時代には、日本列島において極めて巨大な火山活動が継続して発生したため、ほぼ全ての種類の動植物が壊滅的な打撃を受け、かなり広い範囲で完全に無人化した状態が長期間継続した時期があったと推定される。旧石器時代に日本列島に渡来していた人々は、そのような恐るべき地殻変動の中で全て消滅したと考えられ、その後の渡来民により新たに形成された人々（縄文人と呼ばれてきた人々）との間に血統的なつながりは存在せず、従って、旧石器人がそのまま縄文人に発展したのではないと考える。正確には、日本の旧石器時代人の本来の居住地だったと推定されるユーラシア大陸東部～北部一帯に残存していた人々の子孫が、その後、再度日本列島に移動したと推定されるから、その意味での遺伝子の連続性のある部族の存在は肯定し得る。このような殺生や混血は、おそらく遣唐使廃止（894年）のころまで続き、その間、中華思想の影響により、政治権力を握った人々以外の者で民族的に別系統に属する人々のことを、蔑称として、「夷人（いびと・えびと・えびす）」と呼び、これが「蛭子」、「蝦夷」、「恵比寿」等の語源になっていると考えられる。比較的現代語に近い「異人」も同じと考えることができる。なお、より正確には、中国との間で朱印船貿易がなされた時代には中国からの渡来者（華僑系の豪商等）との混血が継続的・断続的に行われていた地域が存在すると思われ、また、戦国時代以降には中国人だけではなく西洋人との間の混血も断続的に行われ、明治維新以降にはかなりインターナショナルに混血が生じ続けて今日に至っていると考えるのが正しい。日露戦争終結後の時代には白系ロシア人や東欧人との混血が多く生じた。第二次世界大戦後の時代においては、人種を問わず、世界中の人々との混血が進行している。このような状況において、「マイノリティ」の概念を維持することは、逆に差別的な結果を招くことになると考える。日本国憲法は平等

主義を基本原則として掲げているので、人種の相違を理由とする差別や優遇は絶対に許されない。このことは、帰化した者だけではなく帰化し混血した子孫でも同じで、血統の相違を理由とする差別や優遇は絶対に許されない。ただし、日本国民ではない日本国居住者が日本国民としての権利や福利を全面的に享受するためには、人種の相違を一切問わず完全に平等・公平に、日本国民であることが絶対条件なので、適法に帰化して日本国民となる必要がある。それは、「日本国民としての権利・福利を享受するための資金源は、日本国民が日本国憲法上の基本的な義務として負担している税によって賄われている」からにはかならない。日本国民としての権利と義務とは対になっている。遠い未来において、世界国家が成立し、日本国が未来の世界国家の日本州になったとしても、州民である者にのみ認められる権利は州民としての義務を負担する者だけに与えられることになるから、権利と義務とが対になっているという基本構造に変化が生ずることはない。念のため、以上の言説は、国民としての義務を負担したくても負担できない人々や、帰化していない外国人等を排除すべしという趣旨ではない。平和と安全を脅かす人々でない限り、どのような人々とも共存しなければならない。しかし、どの国においても、国民としての福利を得るためにはその国の国民であることを必須要件とするのが世界共通の原則となっていることを正しく理解すべきだろう。例えば、北欧諸国における高度な福祉は、厳密な意味での国民であり、かつ、非常に高額な税負担を続けてきた人々のみが享受することができるものであり、それ以外の人々には高度な福祉を受ける権利が全くないと確信されている。このような考え方に対して基本的な異論はない。国というものは、そもそもそのようなもので、国庫として集積された税から国の存在のために必要な経費を控除した残額を、税負担者に対して適正に配分するための社会的機能の一種だと考えるしかない（国庫説）。それゆえ、税負担能力がありながら意図的な脱税行為によって税の負担を免れ、権利だけは享受するような者に対しては、それが個人であれ法人であれ、国は厳正な態度をもって臨むことになる。

<sup>33</sup> 前掲槇佐知子『全訳詳解大同類聚方[下]処方部』417頁

<sup>34</sup> 槇佐知子『全訳詳解大同類聚方[上]用薬部』（平凡社、1985）230頁

<sup>35</sup> 槇佐知子『全訳詳解大同類聚方[上]用薬部』（平凡社、1985）230頁

<sup>36</sup> 「刀豆の実」と読むことは可能だが、「刀豆」に該当するナタマメ (*Canavalia gladiata* (Jacquin) A.P. de Candolle) は、熱帯植物の一種で、日本国には江戸時代に清から伝来したとされているので、候補とすることができない。

<sup>37</sup> 槇佐知子『全訳詳解大同類聚方[上]用薬部』（平凡社、1985）83頁

<sup>38</sup> 日本国に産するウツボグサ（夏枯草）には「*Prunella vulgaris* L. *subsp. asiatica* (Nakai) H.Hara」との学名が与えられている。しかし、個体変異が大きく、育成環境による変異もかなり顕著なので、基本種と区別できないのではないかと考えられる。